

兵庫県公報

平成31年3月5日 火曜日 第3085号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示

○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	1
○ 家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の交付（畜産課）	2
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	2
○ 同 上（同）	3
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	3
○ 同 上（同）	3
○ 西神第3地区工業団地造成事業に係る工事完了の届出（神戸県民センター）	4

公 告

○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧（砂防課）	4
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	6
○ 土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧（同）	6
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	8
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧（同）	9
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	11

選挙管理委員会告示

○ 平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部改正	16
---	----

但馬海区漁業調整委員会公告

○ 漁業法に基づく指示	17
-------------	----

告 示

兵庫県告示第193号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成31年3月5日

兵庫県知事 井戸敏三

田原東部土地改良区

退任役員

役員の区分

理 事

同

同

同

同

同

同

氏 名

松岡 繁 克

古田 敏 一

高井 一 明

石川 科 文

吉 識 泰 輝

埴岡 三 人

多田 道 一

住 所

神崎郡福崎町東田原1251番地2

同 郡同 町東田原398番地3

同 郡同 町東田原1153番地

同 郡同 町東田原1160番地1

同 郡同 町大貫2473番地

同 郡同 町大貫2537番地2

同 郡同 町東田原1804番地1

	北 峠	1116番6から1116番8までの各一部、1116番9、1116番10、1116番11の一部、1118番1の一部、1129番から1131番までの各一部、1132番1から1132番3までの各一部、1132番4、1138番の一部、1116番6地先の道路敷の一部、1130番から1132番2に至る地先の道路敷の一部
	奥ノ池	1477番2の一部、1477番3の一部、1477番5の一部、1477番6の一部、1477番17の一部
	北 山	2011番の一部、2012番の一部、2013番、2014番の一部、2015番の一部、2022番の一部、2025番、2134番1の一部、2136番の一部、2137番の一部、2138番1の一部、2141番の一部、2142番の一部、2143番、2144番1の一部、2144番2の一部、2145番1の一部、2145番2の一部、2146番1の一部、2015番から2141番に至る地先の道路敷の一部、2137番から2146番1に至る地先の道路敷の一部、2140番から2145番2に至る地先の道路敷の一部



兵庫県告示第199号

近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和39年法律第145号）第26条第1項の規定に基づき、神戸国際港都建設工業団地造成事業西神第3地区工業団地造成事業に係る工場等の敷地の造成に関する工事が次のとおり完了した旨、神戸市長から届出があった。

平成31年3月5日

兵庫県知事 井戸敏三

1 工事が完了した工区の名称

第8-2工区、第10-4工区、第11-2工区、第17-1工区、第17-2工区、第17-3工区、第17-4工区、第19-1工区及び第19-2工区

2 工事が完了した地域の名称

神戸市西区見津が丘1丁目985-1 外7筆
同 市同区見津が丘6丁目1226 外65筆
同 市同区見津が丘7丁目1321-1 外11筆
同 市同区押部谷町木津字鶴羽谷1343-1

3 工事完了年月日

平成31年1月25日

4 事業の施工計画を定めた者の住所及び氏名

神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市 代表者 神戸市長 久元喜造

公 告

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成31年 3 月 5 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
北園(2) I (108000005)	伊丹市北園 1 丁目 (別図 1 のとおり)	急傾斜地の崩壊

(別図 1 は省略し、3 に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

平成31年 3 月 13 日 (水) から同月 27 日 (水) まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所及び伊丹市役所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第 5 条第 2 項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所河川砂防課

〒665-8567 宝塚市旭町 2-4-15

(3) 提出期限

平成31年 3 月 27 日 (水) まで (当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成31 (2019) 年 5 月 27 日 (月) までに、3 に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

~~~~~

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領 (以下「要領」という。) 第 4 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成31年 3 月 5 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

| 名 称                       | 指 定 の 区 域            | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|---------------------------|----------------------|---------------------|
| 畑の原 I-2<br>(102020084)    | 姫路市家島町真浦 (別図 1 のとおり) | 急傾斜地の崩壊             |
| 城山(4) I-2<br>(102020085)  | 姫路市家島町真浦 (別図 2 のとおり) | 急傾斜地の崩壊             |
| 右ノ浦(1) I-2<br>(102020086) | 姫路市家島町真浦 (別図 3 のとおり) | 急傾斜地の崩壊             |
| 釜の上(3) I-2<br>(102020087) | 姫路市家島町宮 (別図 4 のとおり)  | 急傾斜地の崩壊             |

(別図 1 から別図 4 までは省略し、3 に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

- 2 指定の案の閲覧期間  
平成31年3月13日（水）から同月27日（水）まで
- 3 指定の案の閲覧場所  
兵庫県中播磨県民センター姫路港管理事務所業務管理課、姫路市役所危機管理室、姫路市家島事務所及び  
姫路市坊勢サービスセンター
- 4 意見書に関する事項
  - (1) 様式  
要領第5条第2項の規定により定める様式
  - (2) 提出先  
兵庫県中播磨県民センター姫路港管理事務所業務管理課  
〒672-8063 姫路市飾磨区須加294
  - (3) 提出期限  
平成31年3月27日（水）まで（当日消印有効）
  - (4) 意見要旨及び県の考え方の公表  
提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成31（2019）年5月27日（月）までに、  
3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

## 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第４条第１項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成31年3月5日

兵庫縣知事 井 戸 敏 三

- 1 指定しようとする区域の名称等

| 名 称                        | 指 定 の 区 域            | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|----------------------------|----------------------|---------------------|
| 岩屋(1) I (2)<br>(134010111) | 神崎郡神河町岩屋 (別図 1 のとおり) | 急傾斜地の崩壊             |

(別図 1 は省略し、3 に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

- 2 指定の案の閲覧期間  
平成31年3月13日（水）から同月27日（水）まで
- 3 指定の案の閲覧場所  
兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所福崎事業所及び神河町役場建設課
- 4 意見書に関する事項
  - (1) 様式  
要領第5条第2項の規定により定める様式
  - (2) 提出先  
兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所福崎事業所  
〒679-2204 神崎郡福崎町西田原1994—4
  - (3) 提出期限  
平成31年3月27日（水）まで（当日消印有効）
  - (4) 意見要旨及び県の考え方の公表  
提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成31（2019）年5月27日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

## 土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成22年兵庫県告示第393号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成31年3月5日

兵庫県知事 井戸 敏 三

1 改正しようとする区域の案

鋳物師 I (108000001) の項中別図 1 を次の図面のとおりに改める。

（「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 改正の案の閲覧期間

平成31年3月13日（水）から同月27日（水）まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所及び伊丹市役所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所河川砂防課

〒665-8567 宝塚市旭町2-4-15

(3) 提出期限

平成31年3月27日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成31（2019）年5月27日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

~~~~~

土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成19年兵庫県告示第1311号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成31年3月5日

兵庫県知事 井戸 敏 三

1 改正しようとする区域の案

畑の原 I (102020001) の項中別図 1、畑(2) I (102020005) の項中別図 5、山谷(2) I (102020009) の項中別図 9、城山(4) I (102020017) の項中別図 17、右ノ浦(1) I (102020018) の項中別図 18、三軒家町(7) I (102020038) の項中別図 45、釜の上(3) I (102020049) の項中別図 56 を次の図面のとおりに改める。

（「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 改正の案の閲覧期間

平成31年3月13日（水）から同月27日（水）まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県中播磨県民センター姫路港管理事務所業務管理課、姫路市役所危機管理室、姫路市家島事務所及び姫路市坊勢サービスセンター

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県中播磨県民センター姫路港管理事務所業務管理課

〒672-8063 姫路市飾磨区須加294

(3) 提出期限

平成31年3月27日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成31（2019）年5月27日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

~~~~~

**土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧**

平成19年兵庫県告示第1065号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成31年3月5日

兵庫県知事 井戸 敏 三

## 1 改正しようとする区域の案

大畑(6)Ⅱ（134010028）の項中別図28、大畑(7)Ⅱ（134010030）の項中別図30、大畑(3)Ⅰ（134010032）の項中別図32、大畑(1)Ⅰ（134010033）の項中別図33、曲谷川Ⅰ（234010001）の項中別図39、新田川Ⅱ（234010002）の項中別図40、吹上川Ⅰ（234010012）の項中別図50を次の図面のとおりに改める。

（「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

## 2 改正の案の閲覧期間

平成31年3月13日（水）から同月27日（水）まで

## 3 改正の案の閲覧場所

兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所福崎事業所及び神河町役場建設課

## 4 意見書に関する事項

## (1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

## (2) 提出先

兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所福崎事業所

〒679-2204 神崎郡福崎町西田原1994-4

## (3) 提出期限

平成31年3月27日（水）まで（当日消印有効）

## (4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成31（2019）年5月27日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

~~~~~

土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成20年兵庫県告示第1089号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成31年3月5日

兵庫県知事 井戸 敏 三

1 改正しようとする区域の案

岩屋(1)Ⅰ（134010063）の項中別図25、福本右谷Ⅱ（234010102）の項中別図151を次の図面のとおりに改める。

（「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 改正の案の閲覧期間

平成31年3月13日（水）から同月27日（水）まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所福崎事業所及び神河町役場建設課

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第 5 条第 2 項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所福崎事業所

〒679-2204 神崎郡福崎町西田原1994—4

(3) 提出期限

平成31年 3 月 27 日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成31（2019）年 5 月 27 日（月）までに、3 に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

~~~~~

**土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧**

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第 4 条第 1 項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成31年 3 月 5 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

| 名 称                  | 指 定 の 区 域              | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|----------------------|------------------------|---------------------|-------------------------------|
| 鋳物師 I<br>(108000001) | 伊丹市鋳物師 3 丁目（別図 1 のとおり） | 急傾斜地の崩壊             | 別図 1 のとおり                     |

（別図 1 は省略し、3 に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 指定の案の閲覧期間

平成31年 3 月 13 日（水）から同月 27 日（水）まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所及び伊丹市役所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第 5 条第 2 項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所河川砂防課

〒665-8567 宝塚市旭町 2—4—15

(3) 提出期限

平成31年 3 月 27 日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成31（2019）年 5 月 27 日（月）までに、3 に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

~~~~~

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第 4 条第 1 項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成31年 3 月 5 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
畑の原Ⅰ (102020001)	姫路市家島町真浦（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
畑(2)Ⅰ (102020005)	姫路市家島町真浦（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
山谷(2)Ⅰ (102020009)	姫路市家島町真浦（別図3のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
尻貝(1)Ⅰ (102020012)	姫路市家島町真浦（別図4のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
城山(4)Ⅰ (102020017)	姫路市家島町真浦（別図5のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
右ノ浦(1)Ⅰ (102020018)	姫路市家島町真浦（別図6のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
左ノ浦(2)Ⅰ (102020021)	姫路市家島町真浦（別図7のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
網場(2)Ⅰ (102020023)	姫路市家島町真浦（別図8のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
真浦AⅡ (102020024)	姫路市家島町真浦（別図9のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
真浦BⅡ (102020025)	姫路市家島町真浦（別図10のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
小網手2Ⅱ (102020027)	姫路市家島町真浦（別図11のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
三軒家町(6)Ⅰ (102020037)	姫路市家島町宮（別図12のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
三軒家町(7)Ⅰ (102020038)	姫路市家島町宮（別図13のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
観音堂Ⅰ (102020042)	姫路市家島町宮（別図14のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
釜の上(3)Ⅰ (102020049)	姫路市家島町宮（別図15のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
西ノ浦(7)Ⅰ (102020073)	姫路市家島町坊勢（別図16のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
西ノ浦(8)Ⅰ (102020074)	姫路市家島町坊勢（別図17のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
坊勢Ⅰ (102020076)	姫路市家島町坊勢（別図18のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり

坊勢 A II (102020077)	姫路市家島町坊勢（別図19の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
------------------------	------------------------	---------	----------

（別図 1 から別図19までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 指定の案の閲覧期間

平成31年 3 月13日（水）から同月27日（水）まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県中播磨県民センター姫路港管理事務所業務管理課、姫路市役所危機管理室、姫路市家島事務所及び姫路市坊勢サービスセンター

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第 5 条第 2 項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県中播磨県民センター姫路港管理事務所業務管理課
〒672-8063 姫路市飾磨区須加294

(3) 提出期限

平成31年 3 月27日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成31（2019）年 5 月27日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

~~~~~

**土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧**

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第 4 条第 1 項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成31年 3 月 5 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

| 名 称                       | 指 定 の 区 域           | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|---------------------------|---------------------|---------------------|-------------------------------|
| 新田 I<br>(134010001)       | 神崎郡神河町新田（別図 1 のとおり） | 急傾斜地の崩壊             | 別図 1 のとおり                     |
| 新田 (1) II<br>(134010003)  | 神崎郡神河町新田（別図 2 のとおり） | 急傾斜地の崩壊             | 別図 2 のとおり                     |
| 新田 (2) II<br>(134010004)  | 神崎郡神河町新田（別図 3 のとおり） | 急傾斜地の崩壊             | 別図 3 のとおり                     |
| 新田 (2) I<br>(134010005)   | 神崎郡神河町新田（別図 4 のとおり） | 急傾斜地の崩壊             | 別図 4 のとおり                     |
| 新田 (1) I<br>(134010006)   | 神崎郡神河町新田（別図 5 のとおり） | 急傾斜地の崩壊             | 別図 5 のとおり                     |
| 新田 (2) III<br>(134010007) | 神崎郡神河町新田（別図 6 のとおり） | 急傾斜地の崩壊             | 別図 6 のとおり                     |

|                       |                        |         |          |
|-----------------------|------------------------|---------|----------|
| 新田(4)Ⅰ<br>(134010008) | 神崎郡神河町新田(別図7の<br>とおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図7のとおり  |
| 新田(6)Ⅱ<br>(134010009) | 神崎郡神河町新田(別図8の<br>とおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図8のとおり  |
| 新田(5)Ⅱ<br>(134010010) | 神崎郡神河町新田(別図9の<br>とおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図9のとおり  |
| 作畑Ⅰ<br>(134010011)    | 神崎郡神河町作畑(別図10の<br>とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図10のとおり |
| 作畑(1)Ⅱ<br>(134010012) | 神崎郡神河町作畑(別図11の<br>とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図11のとおり |
| 作畑(3)Ⅰ<br>(134010013) | 神崎郡神河町作畑(別図12の<br>とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図12のとおり |
| 作畑(2)Ⅱ<br>(134010014) | 神崎郡神河町作畑(別図13の<br>とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図13のとおり |
| 作畑(3)Ⅱ<br>(134010015) | 神崎郡神河町作畑(別図14の<br>とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図14のとおり |
| 作畑(4)Ⅱ<br>(134010016) | 神崎郡神河町作畑(別図15の<br>とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図15のとおり |
| 作畑(5)Ⅱ<br>(134010017) | 神崎郡神河町作畑(別図16の<br>とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図16のとおり |
| 作畑(6)Ⅱ<br>(134010018) | 神崎郡神河町作畑(別図17の<br>とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図17のとおり |
| 作畑(7)Ⅱ<br>(134010019) | 神崎郡神河町作畑(別図18の<br>とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図18のとおり |
| 作畑(2)Ⅰ<br>(134010020) | 神崎郡神河町作畑(別図19の<br>とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図19のとおり |
| 作畑(8)Ⅱ<br>(134010021) | 神崎郡神河町作畑(別図20の<br>とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図20のとおり |
| 大畑(1)Ⅱ<br>(134010022) | 神崎郡神河町大畑(別図21の<br>とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図21のとおり |
| 大畑(2)Ⅱ<br>(134010023) | 神崎郡神河町大畑(別図22の<br>とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図22のとおり |
| 大畑(3)Ⅱ<br>(134010024) | 神崎郡神河町大畑(別図23の<br>とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図23のとおり |
| 大畑(5)Ⅱ<br>(134010025) | 神崎郡神河町大畑(別図24の<br>とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図24のとおり |
| 大畑(4)Ⅰ<br>(134010026) | 神崎郡神河町大畑(別図25の<br>とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図25のとおり |
| 大畑(5)Ⅰ<br>(134010027) | 神崎郡神河町大畑(別図26の<br>とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図26のとおり |

|                        |                        |         |          |
|------------------------|------------------------|---------|----------|
| 大畑(6)Ⅱ<br>(134010028)  | 神崎郡神河町大畑(別図27の<br>とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図27のとおり |
| 大畑(2)Ⅰ<br>(134010029)  | 神崎郡神河町大畑(別図28の<br>とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図28のとおり |
| 大畑(7)Ⅱ<br>(134010030)  | 神崎郡神河町大畑(別図29の<br>とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図29のとおり |
| 大畑(8)Ⅱ<br>(134010031)  | 神崎郡神河町大畑(別図30の<br>とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図30のとおり |
| 大畑(3)Ⅰ<br>(134010032)  | 神崎郡神河町大畑(別図31の<br>とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図31のとおり |
| 大畑(1)Ⅰ<br>(134010033)  | 神崎郡神河町大畑(別図32の<br>とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図32のとおり |
| 大畑(9)Ⅱ<br>(134010034)  | 神崎郡神河町大畑(別図33の<br>とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図33のとおり |
| 大畑(10)Ⅱ<br>(134010035) | 神崎郡神河町大畑(別図34の<br>とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図34のとおり |
| 大畑(6)Ⅰ<br>(134010036)  | 神崎郡神河町大畑(別図35の<br>とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図35のとおり |
| 大畑(11)Ⅱ<br>(134010038) | 神崎郡神河町大畑(別図36の<br>とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図36のとおり |
| 上越知Ⅰ<br>(134010039)    | 神崎郡神河町越知(別図37の<br>とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図37のとおり |
| 越知(3)Ⅰ<br>(134010040)  | 神崎郡神河町越知(別図38の<br>とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図38のとおり |
| 越知(4)Ⅰ<br>(134010041)  | 神崎郡神河町越知(別図39の<br>とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図39のとおり |
| 越知(2)Ⅰ<br>(134010043)  | 神崎郡神河町越知(別図40の<br>とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図40のとおり |
| 越知(5)Ⅰ<br>(134010044)  | 神崎郡神河町越知(別図41の<br>とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図41のとおり |
| 越知(1)Ⅰ<br>(134010045)  | 神崎郡神河町越知(別図42の<br>とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図42のとおり |
| 越知(2)Ⅱ<br>(134010047)  | 神崎郡神河町越知(別図43の<br>とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図43のとおり |
| 越知(3)Ⅱ<br>(134010048)  | 神崎郡神河町越知(別図44の<br>とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図44のとおり |
| 越知(4)Ⅱ<br>(134010049)  | 神崎郡神河町越知(別図45の<br>とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図45のとおり |
| 越知(3)Ⅲ<br>(134010052)  | 神崎郡神河町越知(別図46の<br>とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図46のとおり |

|                        |                         |         |          |
|------------------------|-------------------------|---------|----------|
| 岩屋(1)Ⅰ<br>(134010063)  | 神崎郡神河町岩屋(別図47の<br>とおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図47のとおり |
| 井ノ口Ⅰ<br>(134010064)    | 神崎郡神河町岩屋(別図48の<br>とおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図48のとおり |
| 岩屋(1)Ⅱ<br>(134010066)  | 神崎郡神河町岩屋(別図49の<br>とおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図49のとおり |
| 岩屋(2)Ⅱ<br>(134010067)  | 神崎郡神河町岩屋(別図50の<br>とおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図50のとおり |
| 岩屋(3)Ⅱ<br>(134010068)  | 神崎郡神河町岩屋(別図51の<br>とおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図51のとおり |
| 岩屋(4)Ⅱ<br>(134010069)  | 神崎郡神河町岩屋(別図52の<br>とおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図52のとおり |
| 堂河原Ⅱ<br>(134010070)    | 神崎郡神河町岩屋(別図53の<br>とおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図53のとおり |
| 岩屋(5)Ⅱ<br>(134010071)  | 神崎郡神河町岩屋(別図54の<br>とおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図54のとおり |
| 根宇野(2)Ⅰ<br>(134010073) | 神崎郡神河町根宇野(別図55<br>のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図55のとおり |
| 根宇野(1)Ⅰ<br>(134010074) | 神崎郡神河町根宇野(別図56<br>のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図56のとおり |
| 根宇野(3)Ⅰ<br>(134010075) | 神崎郡神河町根宇野(別図57<br>のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図57のとおり |
| 根宇野(2)Ⅱ<br>(134010077) | 神崎郡神河町根宇野(別図58<br>のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図58のとおり |
| 根宇野(3)Ⅱ<br>(134010078) | 神崎郡神河町根宇野(別図59<br>のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図59のとおり |
| 根宇野(4)Ⅱ<br>(134010079) | 神崎郡神河町根宇野(別図60<br>のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図60のとおり |
| 山田(2)Ⅰ<br>(134010080)  | 神崎郡神河町山田(別図61の<br>とおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図61のとおり |
| 山田Ⅰ<br>(134010081)     | 神崎郡神河町山田(別図62の<br>とおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図62のとおり |
| 山田(3)Ⅰ<br>(134010082)  | 神崎郡神河町山田(別図63の<br>とおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図63のとおり |
| 山田(1)Ⅱ<br>(134010083)  | 神崎郡神河町山田(別図64の<br>とおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図64のとおり |
| 山田(2)Ⅱ<br>(134010084)  | 神崎郡神河町山田(別図65の<br>とおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図65のとおり |
| 山田(3)Ⅱ<br>(134010085)  | 神崎郡神河町山田(別図66の<br>とおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図66のとおり |

|                           |                         |         |          |
|---------------------------|-------------------------|---------|----------|
| 山田(5)Ⅱ<br>(134010087)     | 神崎郡神河町山田(別図67の<br>とおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図67のとおり |
| 山田(1)Ⅲ<br>(134010088)     | 神崎郡神河町山田(別図68の<br>とおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図68のとおり |
| 中村(1)Ⅱ<br>(134010090)     | 神崎郡神河町中村(別図69の<br>とおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図69のとおり |
| 中村(2)Ⅱ<br>(134010091)     | 神崎郡神河町中村(別図70の<br>とおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図70のとおり |
| 栗賀町Ⅰ<br>(134010103)       | 神崎郡神河町栗賀町(別図71<br>のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図71のとおり |
| 福山(2)Ⅰ<br>(134010109)     | 神崎郡神河町福本(別図72の<br>とおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図72のとおり |
| 曲谷川Ⅰ<br>(234010001)       | 神崎郡神河町新田(別図73の<br>とおり)  | 土石流     | 別図73のとおり |
| 新田川Ⅱ<br>(234010002)       | 神崎郡神河町新田(別図74の<br>とおり)  | 土石流     | 別図74のとおり |
| 作畑上谷Ⅱ<br>(234010006)      | 神崎郡神河町作畑(別図75の<br>とおり)  | 土石流     | 別図75のとおり |
| 作畑東谷Ⅰ<br>(234010007)      | 神崎郡神河町作畑(別図76の<br>とおり)  | 土石流     | 別図76のとおり |
| 作畑中谷Ⅱ<br>(234010009)      | 神崎郡神河町作畑(別図77の<br>とおり)  | 土石流     | 別図77のとおり |
| 吹上谷川Ⅰ<br>(234010011)      | 神崎郡神河町作畑(別図78の<br>とおり)  | 土石流     | 別図78のとおり |
| 吹上川Ⅰ<br>(234010012)       | 神崎郡神河町作畑(別図79の<br>とおり)  | 土石流     | 別図79のとおり |
| 作畑下谷Ⅱ<br>(234010013)      | 神崎郡神河町作畑(別図80の<br>とおり)  | 土石流     | 別図80のとおり |
| 大畑北谷Ⅱ<br>(234010016)      | 神崎郡神河町大畑(別図81の<br>とおり)  | 土石流     | 別図81のとおり |
| 大畑上谷Ⅱ<br>(234010017)      | 神崎郡神河町大畑(別図82の<br>とおり)  | 土石流     | 別図82のとおり |
| 長谷南谷Ⅱ<br>(234010019)      | 神崎郡神河町大畑(別図83の<br>とおり)  | 土石流     | 別図83のとおり |
| 谷山川北谷Ⅰ<br>(234010020)     | 神崎郡神河町大畑(別図84の<br>とおり)  | 土石流     | 別図84のとおり |
| 山田下谷Ⅰ<br>(234010080)      | 神崎郡神河町山田(別図85の<br>とおり)  | 土石流     | 別図85のとおり |
| 東山谷川第二左支溪<br>Ⅰ(234010083) | 神崎郡神河町中村(別図86の<br>とおり)  | 土石流     | 別図86のとおり |

|                      |                        |     |          |
|----------------------|------------------------|-----|----------|
| 福本右谷Ⅱ<br>(234010102) | 神崎郡神河町福本（別図87の<br>とおり） | 土石流 | 別図87のとおり |
| 福本中谷Ⅱ<br>(234010103) | 神崎郡神河町福本（別図88の<br>とおり） | 土石流 | 別図88のとおり |
| 福本下谷Ⅱ<br>(234010104) | 神崎郡神河町福本（別図89の<br>とおり） | 土石流 | 別図89のとおり |

（別図 1 から別図89までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 指定の案の閲覧期間

平成31年 3 月13日（水）から同月27日（水）まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所福崎事業所及び神河町役場建設課

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第 5 条第 2 項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所福崎事業所

〒679-2204 神崎郡福崎町西田原1994— 4

(3) 提出期限

平成31年 3 月27日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成31（2019）年 5 月27日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

## 選挙管理委員会告示

### 兵庫県選挙管理委員会告示第10号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第 1 項第 3 号の規定により、市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設に関し、既に指定した施設の指定を取消した旨の報告等があったので、平成 7 年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成31年 3 月 5 日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 立 石 幸 雄

表姫路市の項中

「

西御着集会所

姫路市御国野町西御着545

を

「

西御着集会所

姫路市御国野町西御着545— 1

に改め、同表尼崎市の項中

「